〃	第三十五回	二十八億四千九百九十二万円	十八億四千四十一万二千百五円
〃	第三十六回	一十三億九千七百六十一万円	十三億九千九万二千百四十四円
〃	第三十七回	三二十八億七千四百八十万円	三二十八億五千四百九十六万千二百六十五円
〃	第三十八回	五百万円	四百九十七万六千六百六十六円
〃	第三十九回	万五億四千三百一十三円	六五億四千二百五十二万千四百四十六円
〃	第四十回	三億三百五十七万円	三億三百三十八万六百三円
〃	第四十一回	三億四千八百九万円	三億四千八百六万三千七十八円
〃	第八百一回	三百万円	二百九十九万八千七百一十六円
〃	第八百二回	六億六千七百六万円	六億六千七百一万七千五百二十一円
〃	第八百三回	六千百三十八万円	六千百三十七万九千五百三十五円
〃	第八百四回	一億九百三十七万円	一億九百三十六万九千百一円
合　　計		二千二百五十七億八千百二十七万円	二千二百五十五億四千十九万三千五百六十円

○厚生労働省告示第百五十六号

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）第五条第一項に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により公表する。

平成二十五年四月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針

この基本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第５条第１項の規定に基づき、国及び独立行政法人等が障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。

１．国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

⑴　障害者就労施設等からの物品等の調達の推進の意義

雇用・就業は、障害者の自立の促進のための重要な柱であることから、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保することが必要である。

このような観点から、障害者就労施設等（法第２条第４項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進を図ることが極めて重要である。

その際、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（法第２条第５項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）（以下「国等」という。）並びに地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）が果たす役割は極めて大きい。国等及び地方公共団体等が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、障害者就労施設等からの物品等に対する我が国全体の需要を増進することが重要である。この基本方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の推進は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条、職業相談等）及び第19条（雇用の促進等）の趣旨にも合致するものである。

⑵　基本的考え方

国及び独立行政法人等は、法第３条の規定に基づき、物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならないこととされている。

また、法第６条の規定に基づき、各省各庁の長（法第２条第７項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方にのっとり、調達を行うものとする。

①　障害者就労施設等からの物品等の調達の推進の意義を踏まえ、分野を限定することなく調達するよう努めるものとする。

②　障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する施策の実施に当たっては、国等の調達に関する他の施策との調和を図るものとする。

③　政府調達に関する協定との整合性に配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように努める等、他の行政目的との調和を図るものとする。

２．優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

⑴　基本的考え方

国等は、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。例えば、物品においては庁用品、各種記念品、食料品・弁当等、役務においては印刷、クリーニング、清掃、会議の議事録作成、ホームページ管理等が国等において実績として調達されているところであり、引き続きこれらの物品等の調達を積極的に行うとともに、これまで調達の実績のない物品等の調達についても検討するものとする。

⑵　調達に当たり留意すべき点

物品等の調達に当たっては、⑴に掲げる基本的考え方のほか、以下の点にも留意するものとする。

①　予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の３第５項に基づく随意契約により調達を行う場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

②　調達に当たっての仕様等を定める際には、調達により達成しようとする行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるよう設定するものとする。また、求める要件、評価の方法、契約の手続等を定める際その他の契約の実施の際には、障害者就労施設等がその特性により当該調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に留意するものとする。

③　物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。

④　地方支分部局等において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進することにより、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

⑶　その他

国等は、物品等の調達を障害者就労施設等にあっせんし又は国等と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口について、障害者就労施設等